

『 ハイキング部規約 』

第 1 条 (名 称)

本クラブは、「さいたま市 シニアユニバーシティ校友会 北浦和校 第9期
ハイキング部」と称する。

第 2 条 (目 的)

部の活動はハイキングを通して、部員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 (部 員)

部員はシニアユニバーシティ校友会 北浦和校 第9期会員により構成する。

第 4 条 (退 部)

部からの退部は自由とする。但し、役員に申し出ること。

第 5 条 (役 員)

目的を達成するため、次の役員を置く。但し、任期は1年とし留任は妨げない。

1) 部 長	1 名
2) 副 部 長	2 名
3) 会 計	2 名
4) 総 務	2 名

第 6 条 (会 費)

年会費は2,000円(本年5月～翌年4月迄)とする。但し、中途入部についても同額とする。尚、中途退部の場合でも返却は行わない。

第 7 条 (下 見)

実施にあたり下見が必要な場合は、交通費の実費を支給する。
但し、一回の下見は3名以内で行う事とする。

第 8 条 (総 会)

部員から要求等があり又、役員が必要と判断した時に開催する。

第 9 条 (その他)

規約に定めのない事項については、役員協議によりこれを決定する。

以 上

付 則

- 1) この規約は平成21年7月14日に制定・施行
- 2) 平成22年6月15日 一部改正
- 3) 平成23年6月28日 一部改正
- 4) 平成24年5月22日 一部改正